

令和4年度

※括弧内は開催回数

自立支援協議会(2)

地域生活支援拠点等検討部会(4)

就労支援部会(3)

相談支援部会(4)

子ども部会(3)

就労支援連絡会(3)

相談支援連絡会(8)

地域生活支援連絡会(2)

地域包括交流会(3)

居宅事業所連絡会(2)

通所事業所連絡会(2)

子ども連絡会(3)

令和5年度

自立支援協議会

- ・各部会からの報告に対する検討
- ・各部会の検討事項の設定に関する検討
- ・障害者虐待防止、差別解消法の対応
- ・刈谷市における障害福祉に関する情報共有

部会

地域生活支援拠点等検討部会(3)

地域生活支援拠点等機能の充実

- ・体験の機会・場及び「専門的人材の確保・要請」機能充実について
- ・運営評価及び既存機能の充実について

就労支援部会(3)

一般就労の促進と福祉就労の充実

- ・就労支援に関する課題解決への取り組み
- ・企業向けセミナー等の開催

相談支援部会(4)

相談支援体制の充実

- ・相談支援体制の充実・強化及び地域課題について
- ・地域生活支援拠点等事業における相談事業所の役割について

子ども部会(3)

保護者支援の充実

- ・子育て発達支援セミナー(仮称)の開催検討
- ・所属機関の事業内容及び課題について

(新)福祉人材研修部会(4)

福祉事業所の人材育成・スキルアップ

- ・障害者理解に必要な研修内容及び手法の検討

就労支援連絡会(3)

就労移行、就労継続A型・B型間の連携

相談支援連絡会(8)

事例検討
地域課題の研究
相談支援事業所間の連携

地域生活支援連絡会(2)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域包括交流会(3)

障害と介護の連携

居宅事業所連絡会(2)

居宅介護事業所間の連携

通所事業所連絡会(2)

通所事業所間の連携

子ども連絡会(4)

障害児通所支援事業所間の連携

※就労支援連絡会、相談支援連絡会、居宅事業所連絡会、通所事業所連絡会及び子ども連絡会で合同の連絡会を1回開催するため、該当する各連絡会の開催回数のうち、1回分は合同で行う連絡会の回数を含む。

連絡会